

# 地域運営組織等による高齢者移動手段確保への地方財政措置

- 地方交付税措置を講じている「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくり」について、同措置が地域運営組織等による高齢者移動手段確保の取組も対象としていることを明確化・周知することにより、地方公共団体の取組を後押し。(平成29年6月30日付で各地方公共団体に通知を送付した)

## ■ 地域における取組事例

### 波多コミュニティ協議会 (島根県雲南市)

- 地区内に唯一あった商店が閉店したことを受け、波多交流センター(旧波多小学校)の一角に店舗を開設し運営を開始。
- 店舗の隣に喫茶スペースを用意したことで、地域住民同士や来訪者との交流が進んでいる。同センター職員が店員を兼ねることで人件費などを節約し、小規模かつ効率的な運営を行っている。
- また、地区内にはタクシー会社が1社しかないため、協議会が法人格(認可地縁団体)を取得したうえで車両を購入し、高齢者の送迎等を実施している。



## ■ 地方財政措置(市町村分)の概要

### (1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。

- ① 運営支援に関する経費(運営交付金等)…(普通交付税)
- ② 形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)…(特別交付税)

### (2) 高齢者等の暮らしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み(高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、送迎等)に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。…(普通交付税)

※(1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税により措置。